



発行 新潟県

| |
|----------|
| 第 42 号 |
| 令和3年6月1日 |

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

38 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（行政改革課）

訓 令

11 新潟県事務決裁規程の一部改正（行政改革課）

告 示

- 720 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 721 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 722 許可をすべき皆伐面積の限度（治山課）
- 723 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 724 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第38号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(123) (略)</p> <p><u>(123)の2 食品衛生法(昭和22年法律第233号)</u> <u>第8条第1項の規定による指定成分等含有食品に係る届出を受理すること。</u></p> <p>(124) 食品衛生法第26条第1項(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を受けるべきことを命ずること。</p> <p>(125) 食品衛生法第28条第1項(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること(食肉衛生検査センター所長に委任されたものを除く。次号、第127号の4、第128号及び第268号から第271号までにおいて同じ。)</p> <p>(126) 食品衛生法第30条第2項(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生監視員に監視又は指導を行わせること。</p> <p>(127) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可をすること。</p> <p>(127)の2 食品衛生法第56条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</p> <p><u>(127)の3 食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(127)の4 食品衛生法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出を受理すること。</u></p> <p>(128) 食品衛生法第59条(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、営業者、管理者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は営業者若しくは管理者に対し必要な処置をとることを命ずること。</p> | <p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(123) (略)</p> <p>(124) 食品衛生法<u>(昭和22年法律第233号)</u>第26条第1項(同法第62条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を受けるべきことを命ずること。</p> <p>(125) 食品衛生法第28条第1項(同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること(食肉衛生検査センター所長に委任されたものを除く。次号、第128号及び第268号から第271号までにおいて同じ。)</p> <p>(126) 食品衛生法第30条第2項(同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生監視員に監視又は指導を行わせること。</p> <p>(127) 食品衛生法第52条第1項の規定による営業の許可をすること。</p> <p>(127)の2 食品衛生法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(128) 食品衛生法第54条(同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、営業者、管理者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は営業者若しくは管理者に対し必要な処置をとることを命ずること。</p> |

- (129) 食品衛生法第60条（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業又は業務を停止すること（と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止を除く。）。
- (130) 食品衛生法第61条（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業施設若しくは給食施設の整備改善を命じ、又は営業若しくは業務を停止すること。
- (130)の2 削除
- (130)の3 (略)
- (130)の4 食品衛生法施行規則第71条の2の規定による廃業の届出を受理すること。
- (130)の5 新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号）第6条の規定による休業等の届出を受理すること。
- (130)の6～(130)の9 (略)
- (130)の10 食品表示法第10条の2第1項の規定による食品の回収の届出を受理すること。
- (130)の11 (略)
- (130)の12 (略)
- (131)～(243) (略)
- (244)から(254)まで 削除

(255)～(271) (略)
2・3 (略)

- (129) 食品衛生法第55条（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業又は業務を停止すること（と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止を除く。）。
- (130) 食品衛生法第56条（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業施設若しくは給食施設の整備改善を命じ、又は営業若しくは業務を停止すること。
- (130)の2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。
- (130)の3 (略)
- (130)の4 新潟県食品衛生法施行細則（昭和48年新潟県規則第39号）第16条の規定による営業種目等の変更の届出を受理すること。
- (130)の5 新潟県食品衛生法施行細則第17条の規定による廃業等の届出を受理すること。
- (130)の6～(130)の9 (略)
- (130)の10 (略)
- (130)の11 (略)
- (131)～(243) (略)

- (244) 新潟県食品衛生条例（昭和42年新潟県条例第46号）第2条第1項の規定による営業の許可をすること。
- (244)の2 新潟県食品衛生条例第3条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。
- (245) 新潟県食品衛生条例第4条の規定による営業の届出を受理すること。
- (246) 新潟県食品衛生条例第7条第4項の規定による食品行商許可証の再交付をすること。
- (247) 新潟県食品衛生条例第8条の規定による営業の変更の届出を受理すること。
- (248) 新潟県食品衛生条例第9条の規定による休業等の届出を受理すること。
- (249) 新潟県食品衛生条例第10条の規定により、営業者に必要な処置をとることを命じ、又は営業の停止を命ずること。
- (250) 新潟県食品衛生条例施行規則（昭和43年新潟県規則第2号）第7条の規定により返納された食品行商許可証を受領すること。
- (251)から(254)まで 削除
- (255)～(271) (略)

2・3 (略)

| | |
|---|---|
| <p>(食肉衛生検査センター所長への委任) 第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。 (1)～(7)の4 (略) (8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること(と畜場、食鳥処理場及びと畜場又は食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者のその認定に係るものを除く。)の存する敷地と同一の敷地内に存する食肉処理業を営む施設に係るものに限る。次号から第10号まで及び第22号から第25号までにおいて同じ。) (9) (略) <u>(9)の2 食品衛生法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出を受理すること。</u> (10) 食品衛生法第59条の規定により、営業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は営業者に対し必要な処置をとることを命ずること。 (10)の2 食品衛生法第60条の規定により、営業を停止すること(と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止であつて、6日以内のものに限る。) (11)～(25) (略)</p> | <p>(食肉衛生検査センター所長への委任) 第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。 (1)～(7)の4 (略) (8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること(と畜場、食鳥処理場及びと畜場又は食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者のその認定に係るものを除く。)の存する敷地と同一の敷地内に存する食肉処理業を営む施設に係るものに限る。次号、<u>第10号</u>及び第22号から第25号までにおいて同じ。) (9) (略) (10) 食品衛生法第54条の規定により、営業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は営業者に対し必要な処置をとることを命ずること。 (10)の2 食品衛生法第55条の規定により、営業を停止すること(と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止であつて、6日以内のものに限る。) (11)～(25) (略)</p> |
|---|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和2年新潟県条例第51号)附則第2項の規定によりなお従前の例により当該営業を行うものとされる者に関する事務に対するこの規則による改正前の新潟県事務委任規則第8条第1項第244号の2及び第246号から第250号までの規定の適用については、なお従前の例による。

訓 令

◎新潟県訓令第11号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。ただし、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年新潟県条例第51号）附則第2項の規定によりなお従前の例により当該営業を行うものとされる者に関する事務に対するこの訓令による改正前の新潟県事務決裁規程別表第6第4号の表保健所生活衛生課長及び衛生環境課長の項第33号及び第35号から第37号までの規定の適用については、なお従前の例による。

令和3年6月1日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------|---------|--------|--------|-------------|--------------|---|---|---|--|--|---------|-------|--|--------|--------------|----------------|--|---|--|-------------|--|
| 別表第4（第6条関係） (略) 福祉保健部 (略) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">生活衛生課</td> </tr> <tr> <td>部長専決事項</td> <td>課長専決事項</td> </tr> <tr> <td>(1)～(5) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第64条第1項又は第2項の規定により、死体を解剖に付すること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)・(8) (略)</td> <td></td> </tr> </table> (略) (略) | | 生活衛生課 | | 部長専決事項 | 課長専決事項 | (1)～(5) (略) | (略) | (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第64条第1項又は第2項の規定により、死体を解剖に付すること。</u> | | (7)・(8) (略) | | 別表第4（第6条関係） (略) 福祉保健部 (略) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">生活衛生課</td> </tr> <tr> <td>部長専決事項</td> <td>課長専決事項</td> </tr> <tr> <td>(1)～(5) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第59条第1項又は第2項の規定により、死体を解剖に付すること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)・(8) (略)</td> <td></td> </tr> </table> (略) (略) | | 生活衛生課 | | 部長専決事項 | 課長専決事項 | (1)～(5) (略) | (略) | (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第59条第1項又は第2項の規定により、死体を解剖に付すること。</u> | | (7)・(8) (略) | |
| 生活衛生課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部長専決事項 | 課長専決事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)～(5) (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第64条第1項又は第2項の規定により、死体を解剖に付すること。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7)・(8) (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活衛生課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部長専決事項 | 課長専決事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)～(5) (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第59条第1項又は第2項の規定により、死体を解剖に付すること。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7)・(8) (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第6（第15条関係） (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項 <table border="1"> <tr> <td>専決権限を有する者</td> <td>専 決 事 項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>(1)～(28) (略)</td> </tr> <tr> <td>生活衛生課長及び衛生環境課長</td> <td>(29) <u>食品衛生法第56条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</u> (29)の2 <u>食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</u></td> </tr> </table> | | 専決権限を有する者 | 専 決 事 項 | (略) | | 保健所 | (1)～(28) (略) | 生活衛生課長及び衛生環境課長 | (29) <u>食品衛生法第56条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</u> (29)の2 <u>食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</u> | 別表第6（第15条関係） (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項 <table border="1"> <tr> <td>専決権限を有する者</td> <td>専 決 事 項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>(1)～(28) (略)</td> </tr> <tr> <td>生活衛生課長及び衛生環境課長</td> <td>(29) <u>食品衛生法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</u> (29)の2 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定により</u></td> </tr> </table> | | 専決権限を有する者 | 専 決 事 項 | (略) | | 保健所 | (1)～(28) (略) | 生活衛生課長及び衛生環境課長 | (29) <u>食品衛生法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</u> (29)の2 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定により</u> | | | | |
| 専決権限を有する者 | 専 決 事 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健所 | (1)～(28) (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活衛生課長及び衛生環境課長 | (29) <u>食品衛生法第56条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</u> (29)の2 <u>食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専決権限を有する者 | 専 決 事 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健所 | (1)～(28) (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活衛生課長及び衛生環境課長 | (29) <u>食品衛生法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</u> (29)の2 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定により</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| | <p>(30) (略)</p> <p>(31) <u>食品衛生法施行規則第71条の2</u>の規定による<u>廃業</u>の届出を受理すること。</p> <p>(32) <u>新潟県食品衛生法施行条例(平成11年新潟県条例第53号)第6条</u>の規定による<u>休業等</u>の届出を受理すること。</p> <p>(33) (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) (略)</p> | | <p>その例によることとされる同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) <u>新潟県食品衛生法施行細則(昭和48年新潟県規則第39号)第16条</u>の規定による<u>営業種目等</u>の<u>変更</u>の届出を受理すること。</p> <p>(32) <u>新潟県食品衛生法施行細則第17条</u>の規定による<u>廃業等</u>の届出を受理すること。</p> <p>(33) <u>新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号)第3条第2項</u>の規定による<u>許可業者の地位の承継</u>の届出を受理すること。</p> <p>(34) <u>新潟県食品衛生条例第4条</u>の規定による<u>営業</u>の届出を受理すること。</p> <p>(35) <u>新潟県食品衛生条例第7条第4項</u>の規定による<u>食品行商許可証</u>の再交付をすること。</p> <p>(36) <u>新潟県食品衛生条例第8条及び第9条</u>の規定による<u>営業の変更等</u>の届出を受理すること。</p> <p>(37) <u>新潟県食品衛生条例施行規則(昭和43年新潟県規則第2号)第7条</u>の規定により返納された<u>食品行商許可証</u>を受領すること。</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) (略)</p> |
| (略) | | (略) | |

告 示

◎新潟県告示第720号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和3年6月1日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 指定年月日 |
|-----|-------|----------------|-------|
|-----|-------|----------------|-------|

| | | | |
|---------------|--------------|-----------|----------|
| やよい調剤薬局 | 胎内市本町3-31 | 育成医療・更生医療 | 令和3年6月1日 |
| ウエルシア薬局柏崎上田尻店 | 柏崎市大字上田尻1043 | 育成医療・更生医療 | 令和3年6月1日 |

◎新潟県告示第721号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年6月1日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称 | 所 在 地 | 担当する医療の 種 類 | 更新年月日 |
|---------------|--------------|----------------|----------|
| 共創未来 浦佐薬局 | 南魚沼市浦佐4069-3 | 育成医療・更生医療 | 令和3年6月1日 |
| 喜多町薬局 | 長岡市喜多町1146-1 | 育成医療・更生医療 | 令和3年6月1日 |
| アイン薬局 上越妙高駅前店 | 上越市大和2丁目4番7号 | 育成医療・更生医療 | 令和3年6月1日 |
| おうぎまち薬局 | 柏崎市扇町1番78-7号 | 育成医療・更生医療 | 令和3年6月1日 |

◎新潟県告示第722号

令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和3年6月1日

新潟県知事 花 角 英 世

| 単位区域名 | 保安林の種類 | 皆伐面積の限度 (単位ヘクタール) |
|-----------|----------|----------------------|
| 山北地区 | 水源かん養保安林 | 193.16 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 204.26 |
| 三面川 | 水源かん養 | 701.68 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 190.62 |
| 村上市(旧村上市) | 干害防備 | 0.94 |
| 〃 | 保健 | 0.36 |
| 村上市(旧朝日村) | 干害防備 | 3.46 |
| 〃 | 保健 | 9.80 |
| 荒川 | 水源かん養 | 288.92 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 47.78 |
| 関川村 | 干害防備 | 0.40 |
| 阿賀野川 | 水源かん養 | 1107.76 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 585.90 |
| 阿賀町(旧鹿瀬町) | 干害防備 | 0.24 |
| 〃 | 保健 | 9.00 |
| 阿賀町(旧上川村) | 干害防備 | 0.36 |
| 阿賀町(旧三川村) | 干害防備 | 0.38 |
| 胎内川 | 水源かん養 | 79.19 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 74.36 |
| 胎内市(旧中条町) | 飛砂防備 | 1.62 |
| 〃(旧黒川村) | 干害防備 | 0.12 |
| 加治川 | 水源かん養 | 343.49 |

| | | | |
|-------------|--------|---|--------|
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 122.70 |
| 新発田市(旧新発田市) | 干害防備 | 〃 | 1.04 |
| 早出川 | 水源かん養 | 〃 | 214.62 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 57.00 |
| 新潟市(旧新津市) | 干害防備 | 〃 | 1.20 |
| 西川 | 水源かん養 | 〃 | 16.14 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 2.26 |
| 五泉市(旧五泉市) | 保健 | 〃 | 0.98 |
| 五十嵐川 | 水源かん養 | 〃 | 275.50 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 219.74 |
| 刈谷田川 | 水源かん養 | 〃 | 116.94 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 82.80 |
| 信濃川中流 | 水源かん養 | 〃 | 39.64 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 101.28 |
| 鯖石川 | 水源かん養 | 〃 | 181.14 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 45.92 |
| 柏崎市(旧高柳町) | 干害防備 | 〃 | 1.12 |
| 破間川 | 水源かん養 | 〃 | 591.68 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 760.86 |
| 北ノ又川 | 水源かん養 | 〃 | 397.82 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 180.36 |
| 魚野川 | 水源かん養 | 〃 | 596.39 |
| 魚野川 | 土砂流出防備 | 〃 | 951.38 |
| 信濃川上流 | 水源かん養 | 〃 | 317.67 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 225.50 |
| 魚沼市(旧広神村) | 干害防備 | 〃 | 2.18 |
| 保倉川～渋海川上流 | 水源かん養 | 〃 | 145.04 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 98.00 |
| 越道川 | 水源かん養 | 〃 | 5.80 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 44.76 |
| 上越市(旧柿崎町) | 干害防備 | 〃 | 0.90 |
| 上越市(旧吉川町) | 保健 | 〃 | 2.38 |
| 関川 | 水源かん養 | 〃 | 350.29 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 219.30 |
| 妙高市(旧妙高村) | 防風 | 〃 | 4.04 |
| 上越市(旧板倉町) | 干害防備 | 〃 | 6.30 |
| 上越市(旧三和村) | 干害防備 | 〃 | 1.60 |
| 能生川 | 水源かん養 | 〃 | 263.76 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 140.88 |
| 早川～青海川 | 水源かん養 | 〃 | 945.10 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 142.32 |
| 上路川 | 土砂流出防備 | 〃 | 95.54 |
| 大佐渡 | 水源かん養 | 〃 | 547.71 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 333.58 |
| 小佐渡 | 水源かん養 | 〃 | 316.20 |
| 〃 | 土砂流出防備 | 〃 | 129.58 |
| 佐渡市(旧新穂村) | 干害防備 | 〃 | 1.66 |

◎新潟県告示第723号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区の定款の変更を令和3年5月25日認可した。

令和3年6月1日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営入間地区区画整理（農地環境整備）事業を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月1日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年6月2日から令和3年6月29日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。